

【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第5項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月20日
【中間会計期間】	第15期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
【会社名】	株式会社ジモティー
【英訳名】	Jimoty, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 貴博
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目2番10号
【電話番号】	03-6630-2450
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート担当 堀 直之
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目2番10号
【電話番号】	03-6630-2450
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート担当 堀 直之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年8月14日に提出いたしました第15期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）に係る半期報告書に添付されております「独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書」の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

2025年8月14日付 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

(省略)

(訂正前)

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(省略)

(訂正後)

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年12月31日をもって終了した前事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表及び前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2024年8月14日付で無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2025年3月27日付で無限定適正意見を表明している。

(省略)

以上